

高等学校通信教育の質の確保・向上方策について(審議のまとめ案)

通信制高等学校の現状

- 通信制高等学校の学校数及び在籍生徒数は244校・約18万人(平成28年5月現在)
- 勤労青年が減少し、不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒等が多く在籍しており、多様な課題を抱える生徒に対して社会的・職業的自立に向けた支援等を実施
- 多くの学校が「通学コース」を設置し、通信制課程の在籍生徒の半数以上が利用。課題も存在
- 広域通信制高等学校の約半数がサポート施設と提携しており、提携先のサポート施設は全国で1,234施設
⇒サポート施設等との連携が不適切な学校運営につながっているケースがある

目指すべき方向性

1. 学校教育法や学習指導要領等の関係法令を遵守し、ガイドライン等に基づいて、適切な学校運営を行うこと
2. 生徒が将来の社会的、職業的自立に必要な力を身に付けられるよう、教育の質の向上、改善に不断に取り組むこと
3. 教育課程内外の活動を通じ、指導・支援の充実を図ること(サポート施設等との連携で学校教育を安易に外部化することは不適切)
4. 「カリキュラム・マネジメント」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの教育改善に積極的に取り組むこと

質の確保・向上のための12の施策

<すべての学校で共通的になすべきこと>

- ①添削指導の充実
 - ②面接指導及びメディア学習の充実
 - ③学校設定教科・科目等の適正化
- ⇒ガイドラインの改訂等により具体的な留意事項を規定
- ④「カリキュラム・マネジメント」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの教育改善
 - ⑤生徒指導、教育相談、進路指導等の充実
 - ⑥教員研修の充実
- ⇒調査研究等によるモデル構築、取組の推進

<指導監督等の強化>

- ⑦サテライト施設の積極的な把握
- ⇒「面接指導実施施設(仮称)」を学則記載へ(省令改正)
- ⑧所轄庁における指導監督体制等の充実・強化
- ⇒指導監督マニュアルの策定、サテライト施設の情報集約等
- ⑨積極的な情報公開の推進
 - ⑩学校評価の充実等
- ⇒ガイドラインの改訂等により具体的な留意事項を規定
- ⑪広域通信制高校に対する経常費補助の見直し
- ⇒違法・不適切な運営に対する減額の仕組みの導入

⑫生徒・保護者や学校関係者の理解促進 ⇒ 高等学校通信教育に係る情報発信の充実

高等学校通信教育の質の確保・向上方策について（審議のまとめ）（案）（概要）

第1章 通信制高等学校の現状、目指すべき方向性等

(1) 通信制課程の設置状況等

- 高等学校通信教育は、戦後、就業等のために全日制高等学校に進学できない生徒に後期中等教育の機会を提供するものとして、定時制とともに制度化され、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で、大きな役割を果たしてきた。高等学校進学率の上昇、高等学校通信教育の普及・発展等により、通信制高等学校は増加しており、平成28年5月現在で244校。この20年で見ると、特に私立の広域通信制高等学校が大きく増加している。

(2) 通信制高等学校における生徒の特徴等

- 通信制高等学校の生徒の全体的な特徴として、勤労青年が減少する一方で、不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、経済的な困難を抱える生徒など、全日制・定時制課程で学ぶことが難しい、多様な課題を抱えた生徒が集中しており、制度発足当初とは大きく異なった様相を呈している。

(3) 通信制高等学校における学校運営や教育活動等の状況

① 通信制高等学校が特に重視している取組等

- 多様な課題を抱える生徒を受け入れる通信制高等学校においては、生徒の実態や学校教育目標、建学の精神等に応じて、多様な学校運営や教育活動を展開。多くの通信制高等学校においては、「履修・学習状況のきめ細かな把握・管理」、「進路指導、キャリア教育」、「少人数指導や個別指導」、「特別活動等による集団生活や人間関係づくり、コミュニケーションスキル等の育成」、「義務教育段階における学習内容、基礎的な知識・技能の定着のための指導」、「学習意欲等に課題がある生徒に対する日常的な働きかけや支援」等について、生徒が抱える様々な困難や課題に対応するための取組として、特に重視して取り組んでいる。

② 広域通信制高等学校におけるサテライト施設の設置状況

- 多くの広域通信制高等学校においては、本校校舎とは別に面接指導等を実施するためのサテライト施設の設置・運営や、技能教育施設や民間のサポート施設等との提携が広域的に学校教育を展開する上で不可欠の要素として組み込まれている。
- サテライト施設の形態として最も多いのは、サポート施設の1,234施設で、約半数の広域通信制高等学校が提携。提携するサポート施設において生徒募集等の際に生徒・保護者に対して不適切な説明等が行われたり、校長の監督権が及ばない職員に面接指導等を行わせたりするなど、サポート施設との提携が違法・不適切な学校運営につながっているケースも少なからず見受けられており、適切な提携・協力関係を確保することが重要な課題となっている。

③ 通学コースの設置・運営状況

- 自校通学コース¹を運営している通信制高等学校は、公立では77校中の39校で約半数、私立は学校法人立と株式会社立を合わせて167校中141校、84%であり、合計で180校。

¹ 通学コースのうち、主として高等学校の校舎又は設置者が設置する施設において、高等学校の教員が中心に指導に当たるもの

- 提携通学コース²については、公立は3校、私立は学校法人立と株式会社立をあわせて53校。自校通学コースとあわせた利用生徒数の合計は96,647人、通信制高等学校の全生徒の過半数に達しており、通信制高等学校において、定期的に通学して学ぶスタイルへのニーズが高いことがわかる。
- 自校通学コースの生徒の特徴としては、不登校・中退経験等があり、学校生活への適応に困難を抱える生徒が大多数又は半分以上を占めると回答した学校は全体の72%。また、発達障害を有するなど特別な支援を要する生徒が1割以上であると回答した学校は全体で51%。全日制・定時制課程に通学することができる生徒が、あえて通学コースを選択しているというよりも、全日制・定時制課程で学ぶことが難しいが、それでも定期的に通学して学ぶことを希望する生徒が通学コースを選択しているケースが多いことを示している。
- 生徒の進路希望については、選抜性の高い大学への進学希望者より、それ以外の大学・短大、専修学校への進学者、就職希望者の方が多い傾向がうかがえる。また、自校通学コースのカリキュラムの特徴として、生徒指導や教育相談、進路指導・キャリア教育、集団活動や人間関係作り、コミュニケーションスキル育成、義務教育段階の学び直し等に力を入れている学校が多い。また、自校通学コースを設ける目的・意義について、「自律的、計画的に学習を進めることに課題がある生徒に対して日常的な学習支援の充実を図る」、「学び直し等により基礎的な知識・技能の定着を図る」との回答が多い。提携通学コースについても概ね自校通学コースと同様の傾向が見られる。
- 通学コースが、添削指導や面接指導等の高等学校通信教育とあいまって、様々な困難や課題を抱える生徒に対する指導や支援に一定の貢献をしていると考えられるが、公教育としての高等学校通信教育を補完し、真に生徒がより良い教育を受ける機会の保障に資するものであり得るかという点については、以下のような課題がある。
 - ✓ 私立の場合、通学コースの費用だけで私立の全日制高等学校の平均的な授業料より高額であることも多く、生徒及び保護者にとって、経済的な負担が非常に大きい。
 - ✓ 実態上は通学コースが教育の中心部分であるといった意識から、公教育としての高等学校通信教育の基幹的な部分をなす添削指導や面接指導がおざなりになったり、生徒に対するきめ細かな指導や支援、生徒指導や教育相談、進路指導やキャリア教育といった本来学校が行うべき業務が、通学コースを利用する生徒のための「オプション」とされ、通学コースを利用する生徒と利用しない又はできない生徒とで、受けられる指導や支援の質が大きく異なるというダブルスタンダードの状態が生じたりするおそれがある。
 - ✓ 通学コースの運営実態は多様であるが、指導体制が手薄であったり施設設備が十分に整えられていなかったりするなど、高額な費用に見合わない内容となっている例も見受けられる。学校教育外の教育活動として実施する場合であっても、生徒が真に必要なとする教育を

²提携する教育施設が運営する通学コースであって、当該高等学校の生徒が利用することを前提に教育内容等が定められ、当該高等学校のホームページやパンフレット等において生徒が利用可能な通学コースとして紹介され、当該高等学校を通じた申し込みが可能であるなど、当該高等学校との連携の下で提供されるもの（提携する教育施設は、協力校、技能教育施設、民間のサポート施設等の設置形態は問わない）

適切に行うよう努めるべきことは教育機関として当然のことであり、単に収益を上げることが目的となっていると思われるような運営は不適切。

- ✓ 通学コースは、各設置者において創意工夫を行い、生徒の実態等に応じた活動を柔軟に展開することができる一方で、所轄庁の指導監督権限が十分に及ばず、質を担保する公的な仕組みが存在しない。

(4) 通信制高等学校の目指すべき方向性

○ 学校教育法第 50 条は、高等学校教育について、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」と規定しており、同法第 51 条では、この目的を実現するための目標として、以下の 3 つを掲げている。

- ・ 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと
- ・ 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること
- ・ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと

このような高等学校教育の目的や目標は、全日制、定時制、通信制といった課程の区分に関わらず共通するものである。

○ 高等学校で学ぶ生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化が進む中で、社会で生きていくために必要となる力や発展に貢献し得る力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図ること、生徒の多様化等を踏まえ、「多様性への対応」を進めること、この両者のバランスに配慮しながら質の確保・向上を図ることが、高等学校教育の重要な方向性であるが、課題がある通信制高等学校は少なくない。

○ 私立の広域通信制高等学校において多く見られるサポート施設等との提携や通学コースの運営は、様々な困難や課題を抱える生徒の多様なニーズに応えるものとして、「多様性への対応」に資する取組であると評価し得る一方で、不適切な学校運営等につながるのであれば、高等学校教育としての「共通性の確保」が損なわれることとなる。公立については、勤労青年を主たる対象としていた時代と大きく変わらない学校運営が行われている一方で、単位修得率が 4 割台、5 割台といった学校も少なくなく、在籍生徒のうち、1 科目も履修していないいわゆる「非活動生徒」も 4 割に達している状況にある。それぞれ、厳格な単位認定が行われている、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮である、と捉えることもできる一方、生徒一人一人の困難や課題等に応じたきめ細かな指導や支援を行うことができているかについて、課題を感じている学校も少なくないと考えられる。

○ 今後の通信制高等学校の目指すべき方向性として、次の 4 点が挙げられると考える。

- ✓ 第一に、学校教育法や学習指導要領その他の関係法令を遵守し、ガイドライン等に基づいて、適切な学校運営を行うことである。一部の学校における法令違反や不適切な学校運営は、通信制高等学校への社会の信頼を損なうことになりかねない。

- ✓ 第二に、高等学校通信教育を通じて、生徒たちが将来の社会的、職業的自立に必要な力を身に付けられるよう、教育の質の向上、改善に不断に取り組むことである。
- ✓ 第三に、生徒指導や教育相談、進路指導やキャリア教育等を含めて、教育課程内外の活動を通じて、将来の社会的、職業的自立に向けた指導や支援の充実を図ることである。そのためには、計画的な研修等を通じて教職員の資質、専門性の向上を図るとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用、様々な関係機関と連携を図ることも重要である。
- ✓ 最後に、現在、中央教育審議会の答申を踏まえ、高等学校学習指導要領の改訂に向けた作業が進められているところであるが、通信制高等学校においても、「カリキュラム・マネジメント」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの添削指導及び面接指導等の改善、学習支援や生徒指導等における ICT の積極的な活用など、高等学校通信教育の特性を生かした教育改善に積極的に取り組んでいくことが望まれる。

第2章 通信制高等学校の質の確保・向上に関するこれまでの取組

(1) 通信制高等学校の課題や対応に係る経緯

- 文部科学省においては、平成 23 年に構造改革特別区域法に基づく「学校設置会社による学校設置事業」（以下「株式会社立学校制度」という。）の評価に係る調査を契機として、通信制高等学校の質の確保・向上に関する取組を進めてきた。平成 24 年 8 月には、株式会社立学校制度について、構造改革特区推進本部において「是正」の決定がなされ、翌 9 月、各認定地方公共団体等に対して学校設置会社への改善指導を促す通知を發出し、指導を行った。
- 平成 27 年 12 月、ウィッツ青山学園高等学校に係る事案が発生。文部科学省では、12 月 17 日、広域通信制高等学校における就学支援金事務の緊急点検の調査を実施するよう各都道府県に通知を發出するとともに、12 月 24 日、義家文部科学副大臣を座長とする「広域通信制高校の教育運営改善緊急タスクフォース」を設置した。同緊急タスクフォースにおいては、広域通信制高等学校の質の確保・向上方策や就学支援金事務の適正化に向けた対策と並行して、同校の問題に係る対応について検討を行い、平成 28 年 3 月 30 日、「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」を策定した。

(2) 広域通信制高校集中改革プログラム等に基づく取組

- 就学支援金事務の適正化については、緊急点検の結果及び虚偽申請等の不正防止策等について、各都道府県等に周知を図った。具体的には、虚偽申請等の不正防止策として、省令改正により申請用紙を改めるとともに、受給要件、罰則規定等について、教職員及び生徒への周知徹底を依頼。また、各都道府県に対して、支給対象校における就学支援金事務の状況について定期的に実地検査を行うとともに、ウェブサイト等での説明状況の確認を定期的に行うことを要請し、チェック機能の強化を図った。さらに、文部科学省の事務処理要領を改正し、高校等における在学に疑義が生じている場合には、当該学校に通う生徒の認定を留保し、確認すること、認定後に不正等が発覚した場合、不正利得の徴収等を行うことについて明記し、各都道府県に対し厳格な運用と、各学校に対する周知を求めたところである。

- 広域通信制高等学校の質の確保・向上に向けては、平成 28 年 6 月、「広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」を設置。広域通信制高等学校に対する全国書面実態調査を行い、その結果も踏まえて、同年 9 月、主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を策定した。
- また、「集中改革プログラム」では、ガイドライン策定後 2 年間を目途に「広域通信制高校の質の確保・向上に向けた集中点検期間」と位置づけ、文部科学省として所轄庁に全面的に協力しつつ、広域通信制高校に対して、ガイドラインに基づき、実地による点検調査を実施することとなった。高等学校通信教育に関し専門的な知識・経験を有する者や会計の専門家等の協力も得ながら実施しており、平成 29 年 7 月現在で 9 校への調査を実施している。

(3) ウィッツ青山学園高等学校の事案に係る対応と株式会社立学校制度の見直し

- ウィッツ青山学園高等学校の事案については、全国 40 か所以上の民間施設と提携し、広域通信制課程のほぼ全ての教育活動を実施させ、当該教育活動が学習指導要領から著しく逸脱している等の違法・不適切な学校運営が明らかとなったことを踏まえ、文部科学省は、平成 28 年 3 月、伊賀市を通じて、高等学校学習指導要領に基づき、改めて生徒に面接指導（履修回復措置）を実施することや違法状態の是正を指導した。
- また、同校の学校運営の改善が十分に図られなかったことを受けて、同年 8 月には、内閣総理大臣及び文部科学大臣の連名で、伊賀市に対し、面接指導等を特区内で行うようにすること等を内容として、構造改革特別区域法に基づく措置要求を行った。
- 伊賀市は、同校について「学校教育法第 13 条に基づく学校閉鎖命令を行うことが適当と云う状態に達している。」としつつも、他の運営主体により学校教育が継続されるよう検討を行い、平成 29 年 4 月、学校法人神村学園が運営する神村学園高等部通信制課程伊賀分校が開校されることとなった。ウィッツ青山学園高等学校については、平成 27 年度卒業生及び在校生に対する履修回復措置が完了し、平成 29 年 3 月末をもって閉鎖された。
- 一連の株式会社立学校による違法・不適切な学校運営の実態を踏まえ、内閣府と文部科学省が連携して制度の見直しについて検討を行い、平成 29 年 1 月、構造改革特別区域基本方針を改正し、特区計画の認定に係る文部科学大臣の同意の要件として、認定地方公共団体が専門的な知識・経験を有する職員の配置等により適切な指導監督体制を確保することや、学校設置会社が資産要件を満たすことなどを定めることを規定するなどの改善を行った。

第 3 章 高等学校通信教育の質の確保・向上に関する課題と対応方策

- 今後の通信制高等学校の運営改善については、第一義的には、所轄庁の適切な指導監督の下、各学校において、ガイドライン等を踏まえて主体的に学校運営改善に取り組むことが期待されることである。しかしながら、点検調査を進める中では、学校運営に向けて取り組む姿勢も一部見られるものの、いまだに不適切な学校運営や教育活動を行っているケースも少なからず見られる。これまでの実態調査や点検調査等において明らかになった課題等を踏まえて、今後、国として更に講ずべき方策について整理した。

(1)教育課程の適切な編成・実施等について(すべての通信制高等学校で共通的に実施すべきことの明確化等)

① 添削指導について

- 実態調査では、私立の広域通信制高等学校 104 校のうち、添削の際に一人一人の到達度に応じた解説を付して返却している学校は 54 校にとどまり、約半数の広域通信制高等学校では、学習指導要領解説等を踏まえた添削指導が行われていないことが明らかになった。また、広域通信制高等学校に対する点検調査においては、添削指導について、不正解であった設問について正解を記載していない、生徒からの質問を受け付けて回答する仕組みが整えられていない、提出期限の定めがなく試験前にまとめて提出させるなど計画的な添削指導が行われていない、などの運用も見受けられた。添削指導の在るべき姿についての基本的な理解を欠いていると言わざるを得ず、速やかに改善を図ることが求められる。
- 国においては、点検調査等を通じて個別に改善を促すとともに、点検調査の結果等について各設置者・所轄庁に周知を図り、各学校に対して適切に指導助言等を行うよう求めていくことが必要である。また、今後、ガイドラインの改訂等により、添削指導を実施する上でのより具体的な留意事項等を示すとともに、添削指導の改善に努めている好事例を収集し、情報発信していくことも必要であると考える。

② 面接指導及び多様なメディアを活用して行う学習による面接指導時間数の減免について

- 面接指導は、高等学校通信教育における基幹的な部分であるにも関わらず、点検調査の結果からは、一部の科目等において面接指導が実施されていないことや、施設・設備面における制約等から実験・実習が十分に行われていないおそれがある等の課題が明らかになっている。
- また、これまでの実態調査や点検調査の結果等からは、公立・私立合わせて約 3 分の 2 の通信制高等学校において実時間減免³を行うなど、メディア学習が計画的かつ継続的であることが担保されず、成果が満足であるかについての確認もシステム上の視聴確認に留まるなど不十分である学校が少なくないことが明らかになっている。
- 一部の学校に見られる一律に 10 分の 6 を超える減免を行うという運用が、教育上適切であるかという点も検討が必要である。面接指導は、生徒が教員から直接指導を受けたり、他の生徒との議論や協力をしながら学習に取り組んだり、実験や実習等を行ったりするなど、知識・技能の習得だけでなく、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養、集団生活への適応支援等、様々な観点からも重要な役割を果たしており、個々の生徒の状況に関わらず、一律に 10 分の 6 を超える減免を行うことは望ましくないものと考えられる。
- 面接指導の改善、充実については、国には、点検調査等を通じて個別に改善を促すとともに、点検調査の結果等について各設置者・所轄庁に周知を図り、面接指導に必要な教育環境の整備も含めて、各学校に対して適切に指導助言等を行うよう求めていくことが必要である。
- メディア学習による減免の適切な運用に向けては、第一には、国として、ガイドラインの改訂等により、多くの学校で行われている実時間減免が不適切な運用であることを示し、メディア学習による減免に係る学習指導要領の趣旨等について、各所轄庁・設置者、各学校に周知を

³ 生徒がメディア視聴を行った時間と同程度（又はそれ以上）の時間分を、面接指導の単位時間数から免除する運用を指す。

図ることが必要である。また、メディア学習の成果の確認についても、点検調査等を通じて個別に確認を促すとともに、各学校において適切に行われるよう、各設置者・所轄庁から各学校に対して適切に指導助言等を行うよう求めていくことが必要である。

- その上で、10分の6を超える減免については、例えば、各学校において、対象となる生徒の要件等について基準を定めることとし、国においても、基準設定において参考となる基本的な考え方を示すことなどにより、メディア学習の効果的な活用と面接指導の充実とのバランスが取れた運用を促すことが求められると考える。

③ 学校設定教科・科目等について

- 学校設定教科・科目を開設する通信制高等学校は多いが、点検調査においては、複数の学校において、次のような課題が明らかになったところである。
 - ・ 年間指導計画等が作成されておらず、学習状況の把握及び評価も十分に行われていない。
 - ・ 年間指導計画が抽象的な内容にとどまり、単なる体験活動に単位を認定するような運用になっている。
 - ・ 添削指導の回数が2単位当たり1回となっており、面接指導も1単位当たり1単位時間未満の実施となっているなど、生徒の学習量が十分に確保されていない。（総合的な学習の時間についても、同様の課題が明らかになったところ）
- 学校設定教科・科目については、他の教科・科目に比しても特に課題が見られることから、国においては、点検調査等を通じて個別に改善を促すとともに、点検調査の結果等について各設置者・所轄庁に周知を図り、各学校に対して適切に指導助言等を行うよう求めていくことが必要である。また、今後、ガイドラインの改訂等により、学校設定教科・科目を開設する上でより具体的な留意事項を示していくことも必要である。
- さらに、学校設定教科・科目の1単位当たり1回以上の添削指導、1単位時間以上の面接指導の実施が必要であることについて、明確化を図るなどの措置を講ずることも必要であり、総合的な学習の時間についても、同様の措置を講じることが必要であると考えられる。

④ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの指導改善等

- 対面による授業が中心となる全日制・定時制課程とは異なり、高等学校通信教育の教育手法は添削指導と面接指導が中心となっており、生徒の実態についても、生徒間の学習意欲や学力の差も大きく、対人コミュニケーション等に困難を抱える生徒が多く在籍している。このような通信制高等学校の実態を踏まえつつ、次期学習指導要領を見据え、高等学校通信教育の特性を生かした「主体的・対話的で深い学び」の視点からの指導改善等に向けた取組が求められている。
- 国として、時代の変化や生徒の状況、社会の要請、ICTの進展等を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの添削指導及び面接指導等の改善等に向けた取組について調査研究を進めるなど、通信制高等学校における創意工夫を生かした取組を支援していくことが必要である。

⑤ 多様な生徒に対するきめ細かな支援、生徒指導や教育相談、進路指導等の充実について

- 文部科学省では、「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」により、通信制高等学校における支援・相談体制の構築等に関する調査研究を実施しており、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家等との連携によるチームとしての生徒支援、重層的支援体制の構築等の取組が進められている。公立を中心に多くの学校が「課題として特に重要であると捉えている事項」に「スクールカウンセラー等による教育相談」、「発達障害を有するなど特別な支援を要する生徒に対する支援、専門的な対応」を挙げており、引き続き、課題を抱えた生徒への支援の充実を図ることが重要な課題となっている。
- 国においては、通信制高等学校が多様な課題を抱える生徒の学びの受け皿となっている実態を踏まえ、通信制高等学校において、生徒の抱える課題に応じたきめ細かな対応が図られるよう、これまでの研究成果の普及拡大を図るとともに、外部専門家等とのより効果的な連携の在り方や、教員の指導力の向上等に向けた取組等を支援することが必要である。なお、ガイドラインの改訂の際には、生徒指導や教育相談、進路指導等は、通学コースの運営の有無にかかわらず、学校として行うべき業務であることの明確化を図ることも必要である。また、課題を抱える生徒一人一人に寄り添い時間をかけて指導していくための教職員等の体制の在り方についても、研究を進めることが求められる。

⑥ 高等学校通信教育に係る教員研修の充実について

- 通信制高等学校における教育の質を確保・向上させる上で、教員の指導力の向上は極めて重要である。全国高等学校通信制教育研究会（任意加盟）では、通信制高等学校の教員の指導力向上に向けた研修を実施しているが、全ての通信制高等学校の教員が指導力の向上に向けた研修の機会を得られるよう、国による支援が求められる。
- 上記①から⑤で述べた課題に共通する対応方策を図る上で、国においても、関係機関との連携の下、通信制高等学校の教員が必要な研修を受けることができるようにすることが必要である。

(2) 通信制高等学校に対する指導監督、評価等の強化について

⑦ 指導監督等の強化方策 その1（サテライト施設の積極的な把握等）

- 広域通信制高等学校を巡っては、サテライト施設（特に民間のサポート施設）との連携・協力関係に問題が生じていることが多いことが明らかとなっており、その実態の把握等が求められるが、高等学校通信教育規程等の関係法令においては、協力校以外のサテライト施設について規定はなく、サテライト施設に係る対応は所轄庁によって異なる。
- サテライト施設においては、高等学校通信教育における面接指導等を実施しているものもある。当該施設の様態や指導体制等は生徒の受ける教育の質に直結するものであり、実際に、連携施設において教職員以外の者が学校教育に携わるといった問題も生じていることから、所轄庁がその設置状況等を適切に把握することができる仕組みが求められる。
- また、一部の所轄庁においては、連携施設のうち面接指導を実施する施設について設置認可基準等において具体的な要件を定めているが、サテライト施設のうち少なくとも面接指導が実施される施設については、その教育環境等の向上が促される仕組みが求められる。

- サテライト施設のうち、面接指導等の学校教育活動が行われる施設については、所轄庁が確実にその所在を把握できる仕組みが必要であることから、「面接指導実施施設（仮称）」として、通信制高等学校の学則に記載するよう制度改正を図ることが必要である。
 - 上記の措置を講じた場合、広域通信制高等学校は、学則変更全般について所轄庁の認可を要することとされているため、「面接指導実施施設（仮称）」を新たに設ける場合、所轄庁から認可を得ることが必要となる。面接指導の質の向上を促す観点から、国として、ガイドラインの改訂等により、所轄庁が学則変更の認可を行う際に参照すべき指針を策定し、「面接指導実施施設（仮称）」に求められる教育環境等について明らかにすることが必要である。
- ⑧ 指導監督等の強化方策 その2（所轄庁における指導監督体制等の充実・強化）**
- 指導監督体制は所轄庁によってばらつきがあり、都道府県においても、通信制高等学校に係る諸般の課題を踏まえ、適切な指導監督を行うために十分な体制が整っているとは言い難い場合がある。認定地方公共団体については、指導監督体制の充実が求められることとなったが、十分な指導監督体制が整えられるまでには一定の時間を要するものと考えられる。
 - また、一部の広域通信制高等学校においては、全国に多数のサテライト施設を展開し、当該都道府県の区域を越えて生徒募集活動や面接指導等が行われている実態があり、通信制高等学校に対する指導監督を困難なものとしている要因となっている。
 - 通信制高等学校に対する指導監督の充実に向けては、第一義的には、各所轄庁が、通信制高等学校に関する事務を執行する職員を十分に配置し、高等学校通信教育に関し、専門的な知識・経験等を有した職員等を置くなど、十分な指導監督体制を整備することが必要である。また、こうした体制の構築に向けて、当面の対応として、国は、改めて各所轄庁に対し指導監督体制の充実について要請するとともに、実態調査や点検調査等を通じて得られた知見・ノウハウ等を所轄庁と共有するため、通信制高等学校への指導監督において留意すべき事項等をマニュアルのような形で取りまとめた上で、所轄庁の職員を対象とした研修を実施することが求められる。
 - また、各所轄庁における適切な指導監督の実施に資するよう、実態調査等から得られた情報等をもとに、広域通信制高等学校のサテライト施設の設置状況等を集約し、ホームページ等で共有したり、サテライト施設の運営等を巡る問題等について、所轄庁間で共有したりする仕組みを作ることが必要である。
- ⑨ 指導監督等の強化方策 その3（広域通信制高等学校における積極的な情報公開の推進）**
- 広域通信制高等学校が教育の質の向上、改善に不断に取り組むべきであることは言うまでもないが、広域通信制高等学校は、年に数日程度の集中スクーリング時にのみ、面接指導を担当する教員を配置したり、面接指導のための施設を利用したりする学校がある等、全日制・定時制高等学校に比べて、教育環境の充実に向けた取組が外部から見えにくいという面がある。
 - 国は、生徒や保護者等の関係者が広域通信制高等学校の教育の改善に向けた取組等について適切な情報を得られるよう、ガイドラインの改訂等により、設置者や広域通信制高等学校

における積極的な情報公開に向けた留意事項等を示していくことが必要である。

⑩ 指導監督等の強化方策 その4（広域通信制高等学校に係る評価の充実等）

- 学校教育法及び同法施行規則においては、自己評価の実施及びその結果の公表が義務付けられているが、広域通信制高等学校においては自己評価の実施が徹底されていない。
- 全ての広域通信制高等学校において、関係法令等に基づき、学校評価が適切に行われるよう、国においては、点検調査等を通じて個別に改善を促すとともに、各設置者・所轄庁に周知を図り、各設置者・所轄庁が各学校に対して適切に指導助言等を行うよう求めていくことが必要である。
- なお、「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ」においては、「ガイドライン等を踏まえ第三者機関が評価し、その結果について認定・公表等を行う仕組みの創設に向けた検討を進めることや所要の制度改正を行うこと」などが提言された。
- 将来的な第三者評価の実施については、広域通信制高等学校の特性を踏まえた専門的・客観的な評価を実施し得る第三者機関の設置や実施に係る費用の確保等が直ちに可能となるような状況にはないこと、広域通信制高等学校に対する第三者によるチェック機能という面では、点検調査を進めている最中であることを踏まえると、直ちに制度として導入するのではなく、点検調査による学校運営改善の取組等を見極めつつ、第三者評価を取り入れた学校運営改善のPDCAサイクルのモデル構築に係る調査研究等を推進していくことが必要である。

⑪ 指導監督等の強化方策 その5（広域通信制高等学校に対する経常費補助の見直し）

- 国が広域通信制高等学校に対し経常費補助を行うに当たり、交付先の広域通信制高等学校において法令違反があった場合には、不交付とすることができるが、日常的な学校運営の改善を促す手段として用いやすいとは言い難い。私立大学等に対する経常費補助においては、法令違反や学則に定めた収容定員を超える数の学生を在籍させている場合等に、減額して交付することで改善を促す仕組みがあるが、広域通信制高等学校に対する経常費補助については、減額の仕組みがなく、改善が求められる。
- 広域通信制高等学校において違法・不適切な学校運営があった場合に、不交付の仕組みだけでなく、その改善を促すための仕組みとして、経常費補助を減額して交付することができる仕組みを設けることが必要である。なお、所轄する広域通信制高等学校において違法・不適切な学校運営があった場合に、国が交付決定を行うに当たって、都道府県が国に対して意見を述べる仕組みをあわせて構築することが必要である。

(3) その他

⑫ 通信制高等学校に関する生徒、保護者や学校関係者による理解促進のための情報発信について

- 高等学校通信教育の特徴や仕組み等に関する正しい情報に基づき、通信制高等学校への入学を検討する生徒・保護者が、自らのニーズにあった指導や支援を受けることができる学校を選択すること、また、中学校や全日制・定時制課程の教員をはじめとする幅広い教育関係者が、適切に進路指導を行うことができるようになることが重要である。

- 国は、生徒・保護者による進路選択や、中学校や高等学校等における進路指導等に資するよう、高等学校通信教育の特徴や仕組み、多様な学校運営や教育の在り方、費用面を含めて入学を検討するに当たって考慮すべき事項等について、生徒・保護者や教育関係者に対してわかりやすく情報発信をしていくことが必要である。